

議 第 7 号 議 案

一定年収以上の後期高齢者の「医療費窓口負担割合引上げ」の撤回等を
求める意見書の提出について

一定年収以上の後期高齢者の「医療費窓口負担割合引上げ」の撤回等を求める意見
書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和4年3月14日提出

富士見市議会議長 斉藤隆浩様

提出者 富士見市議会議員 根岸 操

賛成者 同 川畑勝弘

提 案 理 由

一定年収以上の後期高齢者の「医療費窓口負担割合引上げ」の撤回等を求める意見
書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案
を提出します。

一定年収以上の後期高齢者の「医療費窓口負担割合引上げ」の撤回等を求める意見書

政府は2022年度予算案の編成過程で、一定年収以上の後期高者の医療費窓口負担割合を1割から2割へ引き上げることについて、2022年10月から実施する方針を決めた。

政府が行う後期高齢者の窓口負担割合の引上げは、コロナ禍での受診抑制に拍車をかけ、症状の重篤化を招くおそれがある。コロナ禍の中で、医療費窓口負担割合を引き上げるべきではない。また、政府はこの引上げによって2022年度満年度で見た場合1,880億円の給付費減を見込んでいるが、このうちの900億円は長瀬効果によるものとしており、政府自ら一定の受診抑制が生じることを事実上認めている。しかも、この900億円分の受診抑制の中に、本来必要な医療が含まれているのかどうかについて、政府は納得のいく説明をしていない。

一方で、後期高齢者を支える現役世代の負担軽減は喫緊の課題である。この課題解決のために、まずは政府方針のように患者の方に追加負担をお願いするのではなく、後期高齢者医療保険の保険料賦課限度額を国保並みまで引き上げて、後期高齢者の中でも高所得の方に追加負担をお願いし、病気の有無にかかわらず負担を分かち合うべきである。加えて一部国費を充当することで、政府方針と同程度の現役世代の負担約720億円を軽減することが可能である。保険料賦課限度額を国保並みまで引き上げた場合の対象者は後期高齢者の約1.3%(約24万人)であり、後期高齢者の約20%(約370万人)という政府方針の対象者と比べて限定的である。窓口負担割合の引上げよりも、保険料賦課限度額の引上げが優れているのは明らかである。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、下記事項を実現するよう要望する。

記

- 1 一定年収以上の後期高齢者の「医療費窓口負担割合引上げ」を撤回すること。
- 2 現役世代の負担軽減のため、後期高齢者医療保険における保険料賦課限度額の引上げ及び一部国費充当を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	細	田	博	之	様
参議院議長	山	東	昭	子	様
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	様
財務大臣	鈴	木	俊	一	様
厚生労働大臣	後	藤	茂	之	様
内閣官房長官	松	野	博	一	様